

大阪市 困難な問題を抱える女性への 支援のための施策の実施に関する 基本的な計画

**令和6年3月
大阪市**

目次

第1章 基本計画の策定にあたって	- 1 -
第1節 基本的な考え方	- 1 -
(1) 策定の背景と趣旨	- 1 -
(2) 基本理念	- 1 -
(3) 支援対象者	- 1 -
(4) 計画の位置づけ	- 2 -
(5) 計画の期間	- 2 -
第2節 現状と課題	- 3 -
(1) 関連施策の相談窓口での現状	- 3 -
(2) 関係部署・関係機関・民間支援団体等へのヒアリングまとめ	- 11 -
(3) 現状から見てきた主な課題	- 12 -
第3節 基本目標	- 14 -
第2章 支援に関する事項	- 15 -
第1節 支援の方針と体制	- 15 -
(1) 支援の方針	- 15 -
(2) 支援体制	- 15 -
第2節 支援の内容	- 18 -
第3章 計画の推進と進捗管理	- 24 -

第1章 基本計画の策定にあたって

第1節 基本的な考え方

(1) 策定の背景と趣旨

すべての人の人権が尊重され、性別等にかかわらず平等であることは当然のこととして守られるべき理念です。しかしながら、日常生活や社会生活を営むにあたり、性的な被害を受けたり、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により困難な問題に直面することは少なくなく、その被害者は女性であることが多いのが現状です。これまで女性への支援については旧売春防止法に基づく婦人保護事業にはじまり、配偶者からの暴力の防止や人身取引被害者の保護、ストーカー行為等の規制等、様々な支援対策が講じられてきました。一方で、女性が抱える困難な問題は、近年、複雑化、多様化、複合化しており、女性の「保護更生」を目的とする旧売春防止法を規定根拠として拡充してきた従来の支援の枠組みでは限界がありました。

こうした状況をふまえ、女性がそれぞれに抱える困難な問題とその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期からとぎれなく包括的に受けられる体制を整え、だれもが安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」（以下、「困難女性支援法」という。）が成立しました。また、令和5年3月29日には、困難女性支援法の基本方針を示す「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下、「基本方針」という。）も公示されました。

本計画は、本市において、困難女性支援法や基本方針をふまえ、人権擁護、男女平等の理念のもと、困難な問題を抱える女性の福祉の増進の視点から、個々の状況に応じた最適な支援施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方向を示す計画として策定します。なお、こうした取り組みを進めることにより、女性だけでなく、男性やトランスジェンダーを含め、すべての方の人権を尊重する社会の実現をめざします。

(2) 基本理念

すべての人の人権擁護と男女平等の理念のもと、日常生活又は社会生活上において困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）の福祉を増進し、一人ひとりの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期からとぎれなく包括的に受けられる体制を整備し、だれもが安心かつ自立して暮らせる社会の実現をめざします。

(3) 支援対象者

困難女性支援法第2条は、困難女性支援法に基づく支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常

生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）』と規定しています。

本計画では、性暴力や性的虐待、性的搾取等の被害者、ドメスティック・バイオレンス（DV）※被害者、ストーカー被害者、DV 被害者以外の親族間暴力等被害者、人身取引等被害者等、困難女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた方を含め、支援の対象としています。

また、性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容をふまえ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討していきます。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

…配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力（内閣府男女共同参画局ホームページより）

（４）計画の位置づけ

本計画は、困難女性支援法第 8 条第 3 項に基づく市町村基本計画として策定します。

また、同法に基づき大阪府が策定する計画をふまえるとともに、本市関連施策の計画と連携し、計画の円滑で効果的な推進を図ります。

なお、本計画は、男女が社会の対等な構成員として、お互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、だれもが個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け策定している「大阪市男女共同参画基本計画」に関連する計画としての性格も有します。

（５）計画の期間

本計画の計画期間については、関連計画である「大阪市男女共同参画基本計画」の改定時期を考慮し、令和 6 年度から令和 12 年度までの 7 年間とします。なお、困難女性支援法その他の関係法令に改正があった場合や、本計画の進捗等の状況変化により必要が生じた場合は適宜見直します。

また、本計画は施策の基本方向を示す計画であり、本計画をふまえ実施する具体的な施策については年度ごとに効果検証しながら、計画の達成に向け随時見直し、充実を図ります。

第2節 現状と課題

本市における女性への支援に関する施策としては、女性を対象とする総合的な相談窓口を設置するとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた基盤づくりや、DV被害者等の一時保護・安全確保、自立支援等に関係機関と連携して取り組んでいます。また、関連施策として生活上の困難に直面する方への支援やひとり親家庭への支援、こどもの貧困対策等、多様な支援ニーズに応じた様々な取組みを進めています。

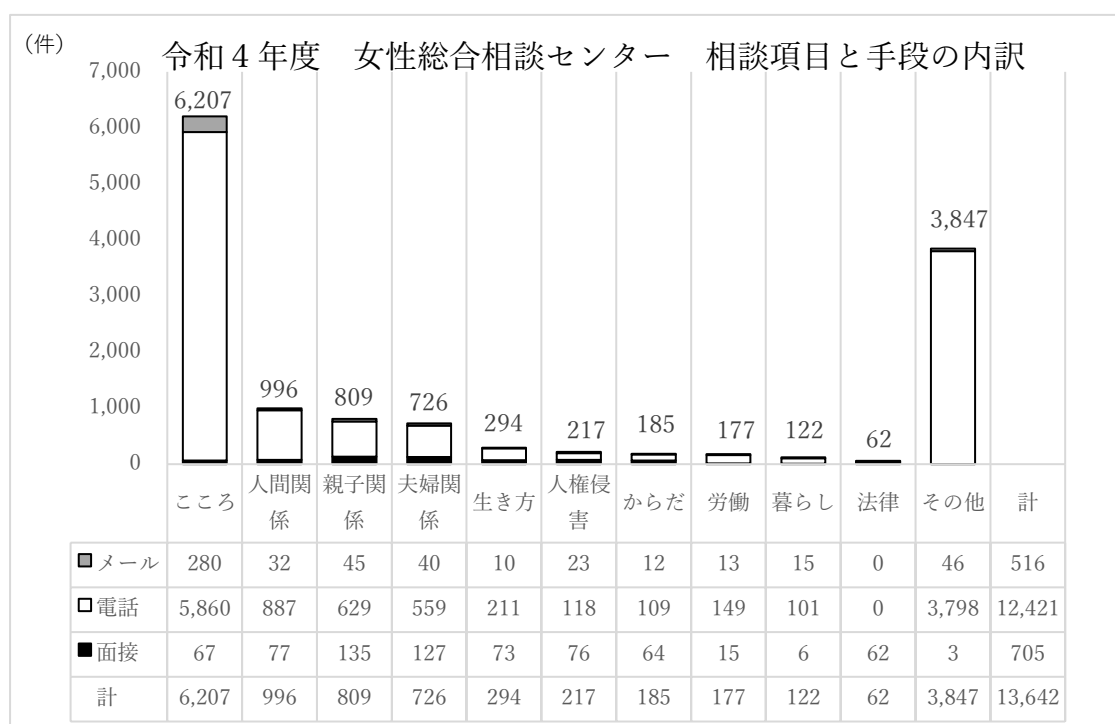
本計画策定にあたり、困難な問題を抱える女性をとりまく現状を把握するため、本市関連施策における現状をあらためて把握し直すとともに、関係部署・関係機関・民間支援団体等へのヒアリングを行いました。本節ではこれらから見えてきた課題を整理し、計画の策定及び施策の推進に活かします。

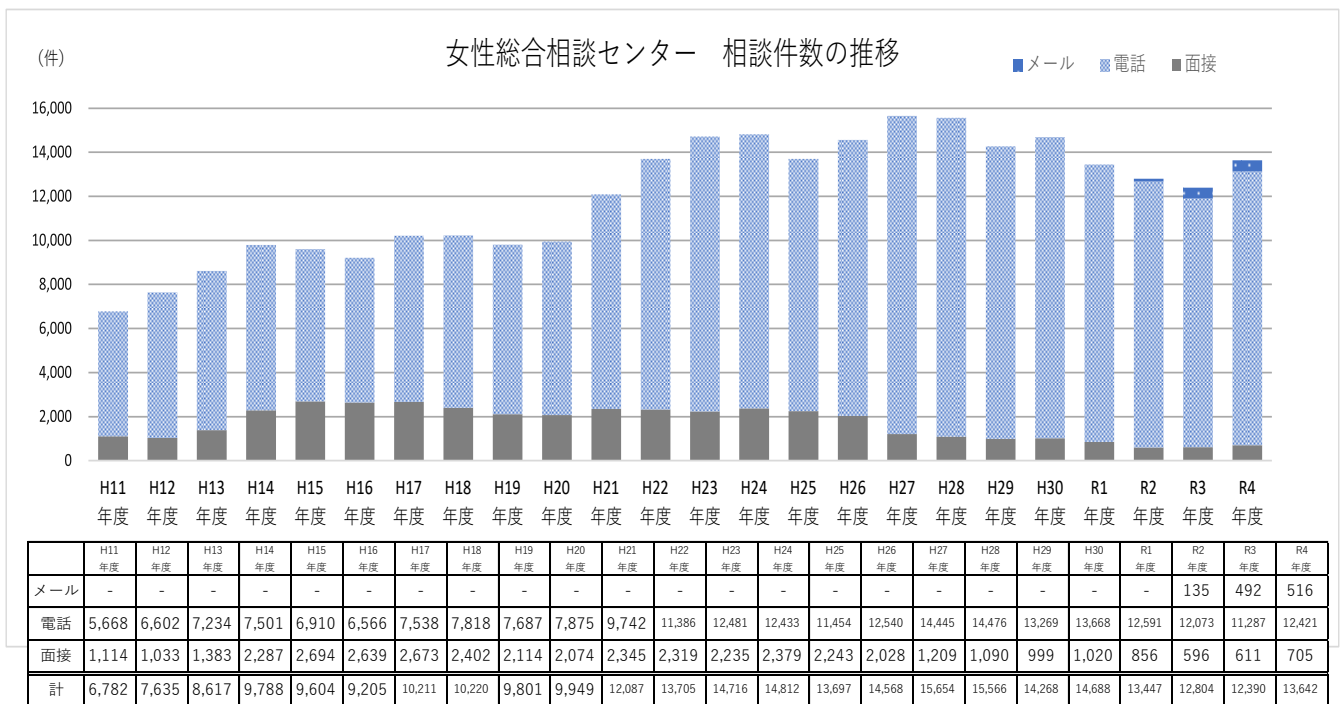
(1) 関連施策の相談窓口での現状

■女性総合相談センター

本市では、男女共同参画センター（クレオ大阪）に女性を対象とする総合相談窓口を設置し、女性の様々な相談や悩みについて電話と面談で対応しています。また、令和2年度からは24時間受信可能なメール相談も実施しています。

相談件数は、開設当初と比べると高い数値で推移しており、令和4年度の相談内容では、ここに起因する相談主訴が突出して多く、6,207件で全体の45.5%を占めています。全世代で電話相談が最も多いものの、メール相談については若い世代ほど利用率が高く、10代の全相談件数のうち、43.5%がメールによるものとなっています。





◇令和4年度年代別件数と相談手段

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明	計
メール	10	49	67	111	86	4	2	0	187	516
電話	12	159	779	1,624	3,241	1,674	234	23	4,675	12,421
面接	1	35	162	188	185	45	26	2	61	705
計	23	243	1,008	1,923	3,512	1,723	262	25	4,923	13,642

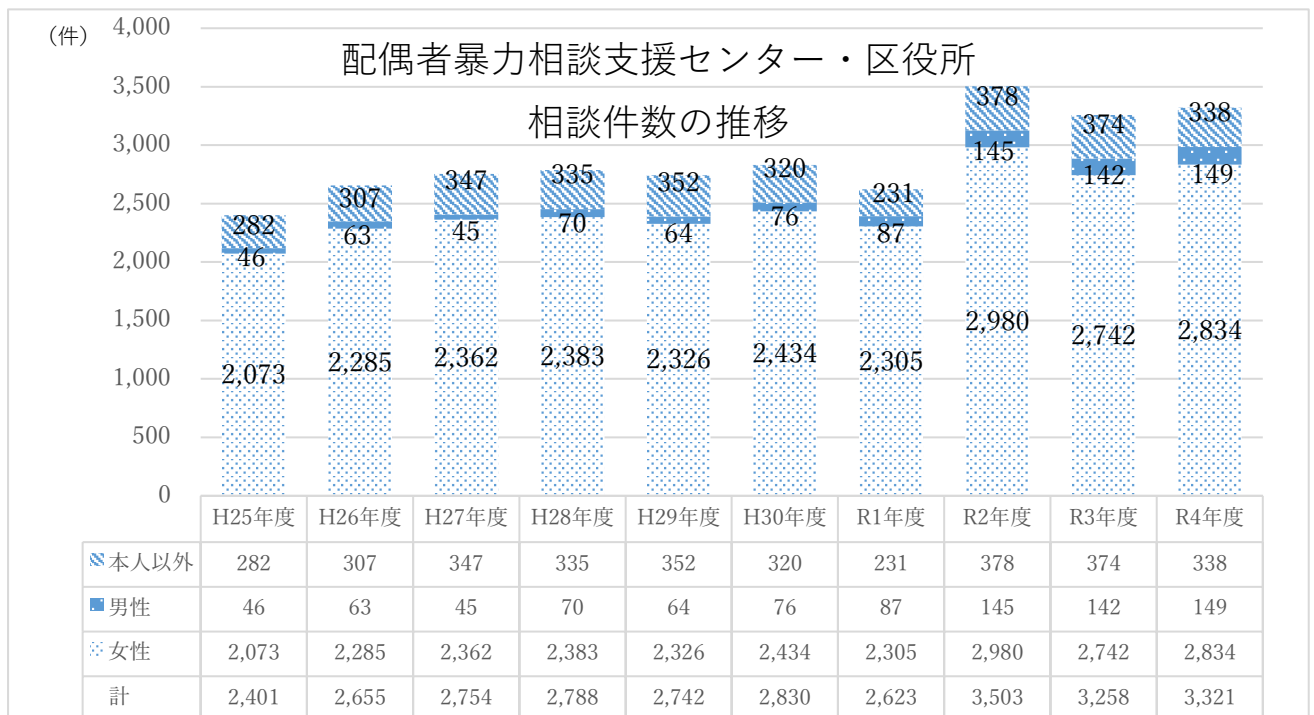
■DV 専門相談窓口

本市では、配偶者暴力相談支援センターや各区役所の窓口においてDV被害者からの相談に応じるとともに、被害者の一時保護や自立支援等、関係機関と連携しながら実施しています。

○相談件数

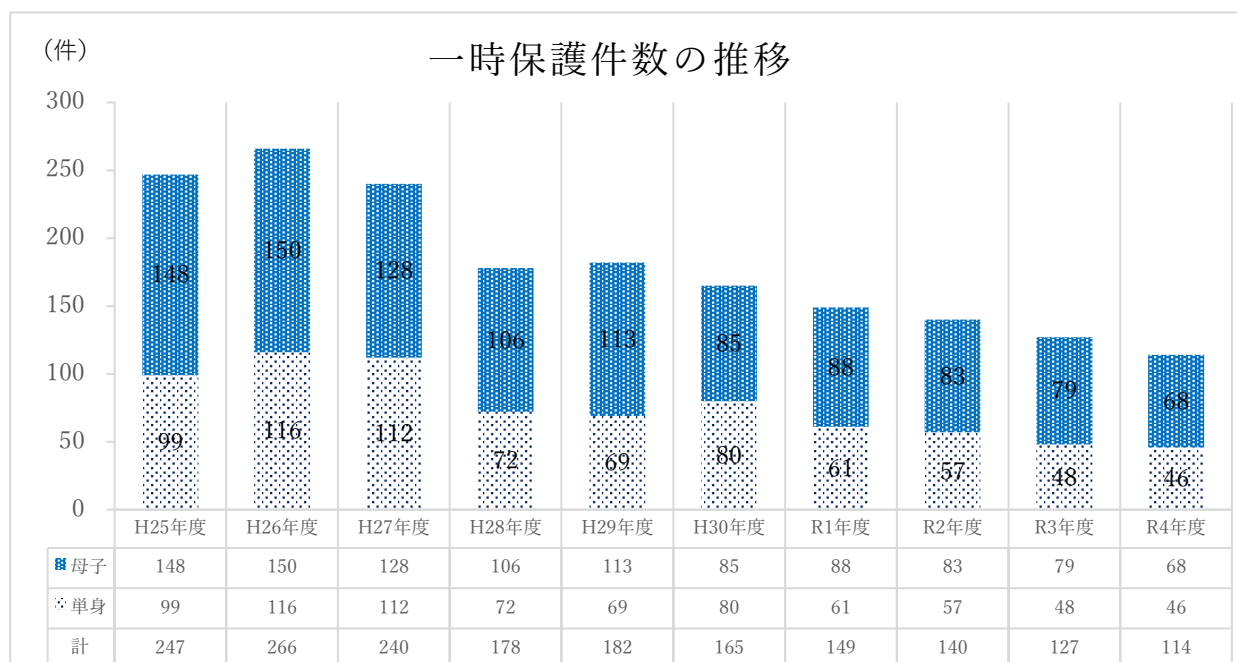
DV専門相談窓口で受け付けた相談件数は、配偶者暴力相談支援センターを設置した平成23年度から増加傾向にあります。DVに関する社会の認識が深まってきたことも要因として考えられます。配偶者暴力相談支援センターと区役所で受け付けた令和4年度のDV等の相談件数は合わせて3,321件であり、そのうち女性からの相談件数は2,834件で85.3%を占めています。

また、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて相談件数が顕著に増加しています。



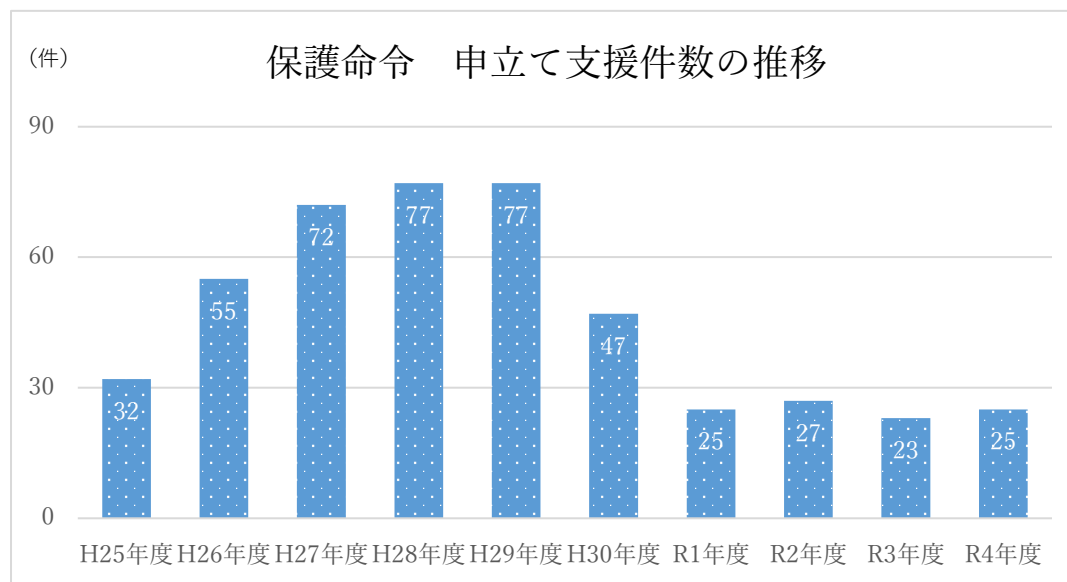
○DV 専門相談窓口における一時保護件数

令和 4 年度中に一時保護された女性は 114 人で、うち児童と一緒に（母子）が 68 人、単身が 46 人となっています。経年比較では、相談件数が増加傾向にあるのに比べて、一時保護件数は減少傾向となっています。これは、一時保護の場合、安全確保の理由から携帯電話の使用が制限されること等、支援を受けることを躊躇させる要因の 1 つとなっている可能性があります。一時保護件数の減少傾向は市内に限らず、府内においても同様の傾向がみられます。



○保護命令申立て支援件数

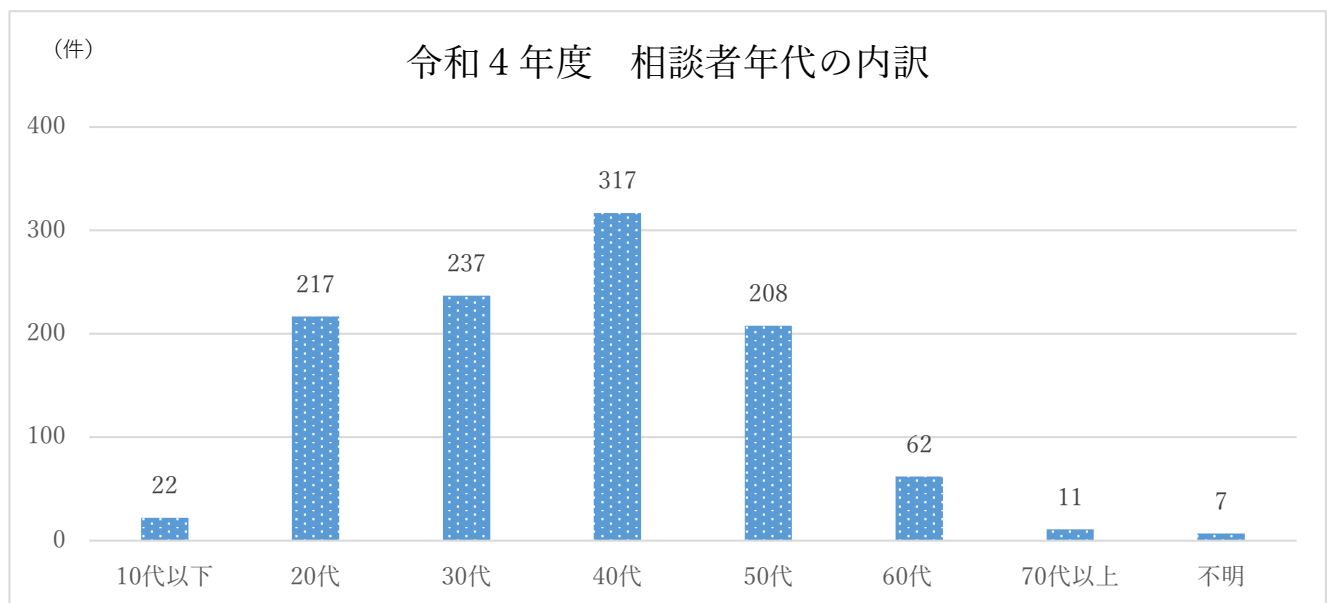
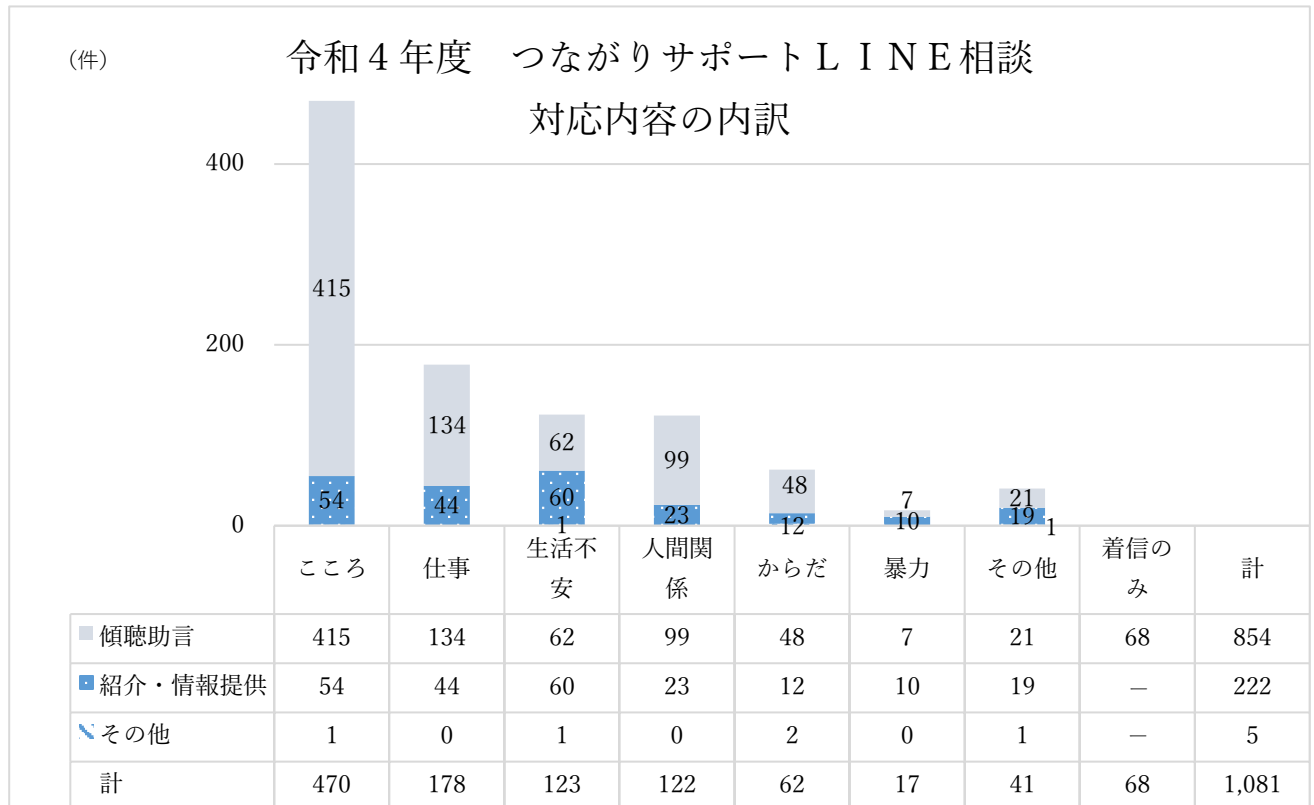
配偶者暴力相談支援センターでは保護命令の申立てや法制度の利用に関する支援を行っています。保護命令の申立て支援件数も一時保護件数と同様に経年的に減少傾向になっています。また、この傾向は市内に限らず、府内においても同様の傾向がみられます。



■女性のつながりサポート LINE 相談

本市では、様々な困難・問題を抱える女性に対し、必要な支援サービスにつなぐ等、社会とのつながりをもてるように、令和3年度からLINE相談を実施しています。

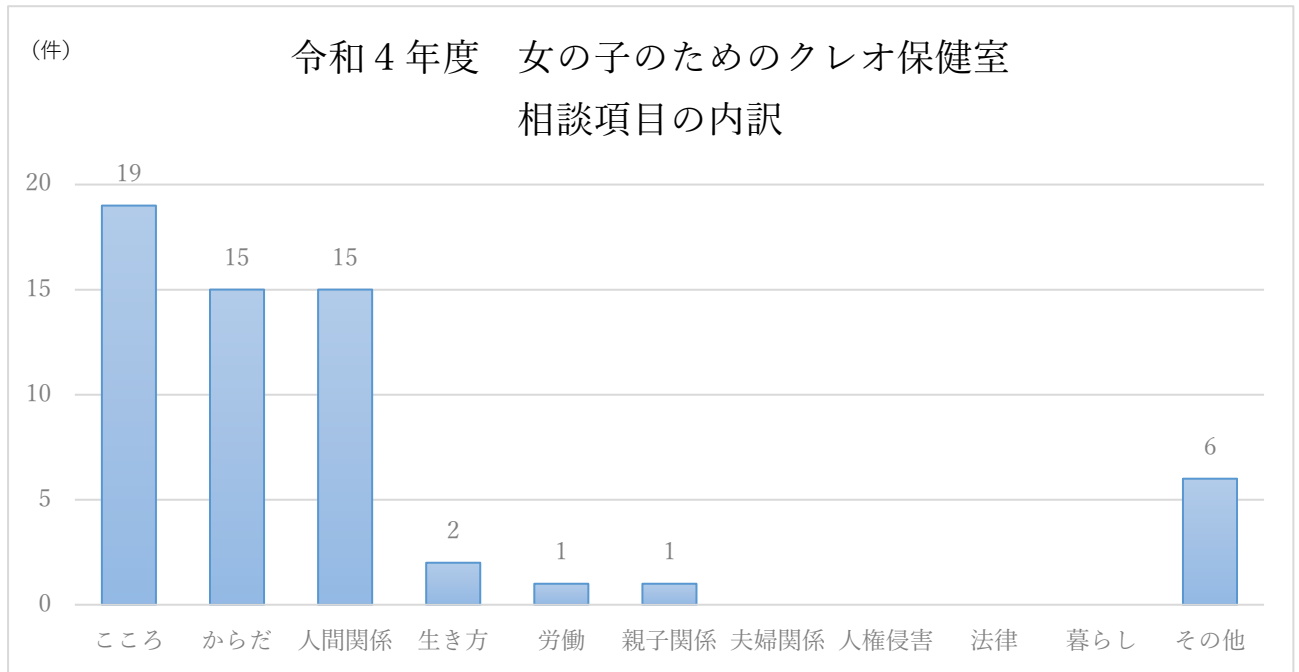
令和4年度の相談件数は1,081件で、相談内容の内訳は、こころに関する相談件数が470件と最も多く、次いで仕事に関する相談が178件、生活不安に関する相談が123件となっています。また、年齢層別では、40代からの相談が最も多く、次いで30代、20代となっています。



■女の子のためのクレオ保健室（LINE 相談）

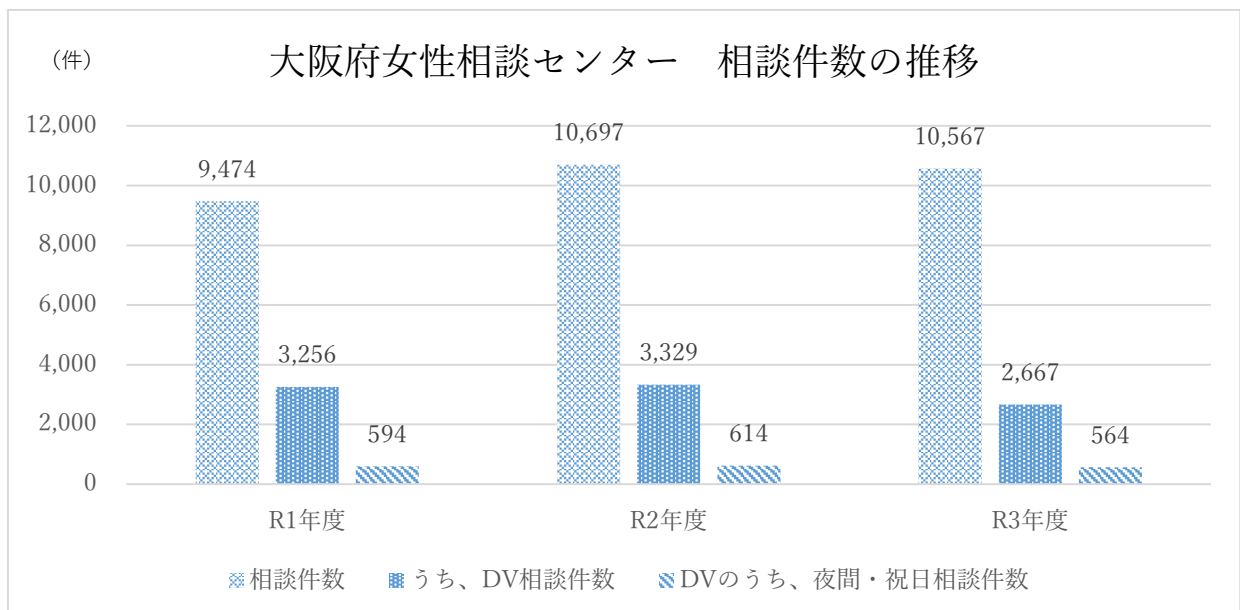
本市では、10 代・20 代女性を対象に、からだの悩みや友人、交際相手との関係の悩み等、助産師等が相談対応する L I N E 相談を実施しています。

令和 4 年度の相談件数は 59 件で、相談内容の内訳は、こころに関する相談件数が 19 件と最も多く、次いでからだに関する相談が 15 件、人間関係に関する相談が 15 件となっています。



■大阪府女性相談支援センター（旧婦人相談所）

令和 3 年度の相談件数は 10,567 件で、そのうち DV に関する相談は 2,667 件となっています。



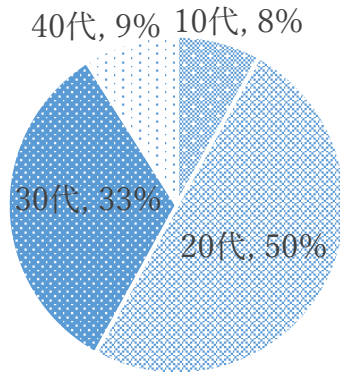
■大阪府における人工妊娠中絶の状況について

大阪府における令和4年度の人工妊娠中絶件数は、全体で11,721件であり、20代が最も多い6,042件、次いで30代の3,782件となっています。10代については、947件であり、平成30年度～令和4年度における大阪府の人工妊娠中絶総数において、全体の8%を占めています。

(件)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
10代	1,199	1,139	845	880	947	5,010
20代	6,437	6,644	5,989	5,857	6,042	30,969
30代	4,397	4,397	4,029	3,862	3,782	20,467
40代	1,148	1,071	1,071	999	947	5,236
50代	0	1	0	1	3	5
計	13,181	13,252	11,934	11,599	11,721	61,687

平成30年度～令和4年度における
大阪府の人工妊娠中絶総数 年代別割合

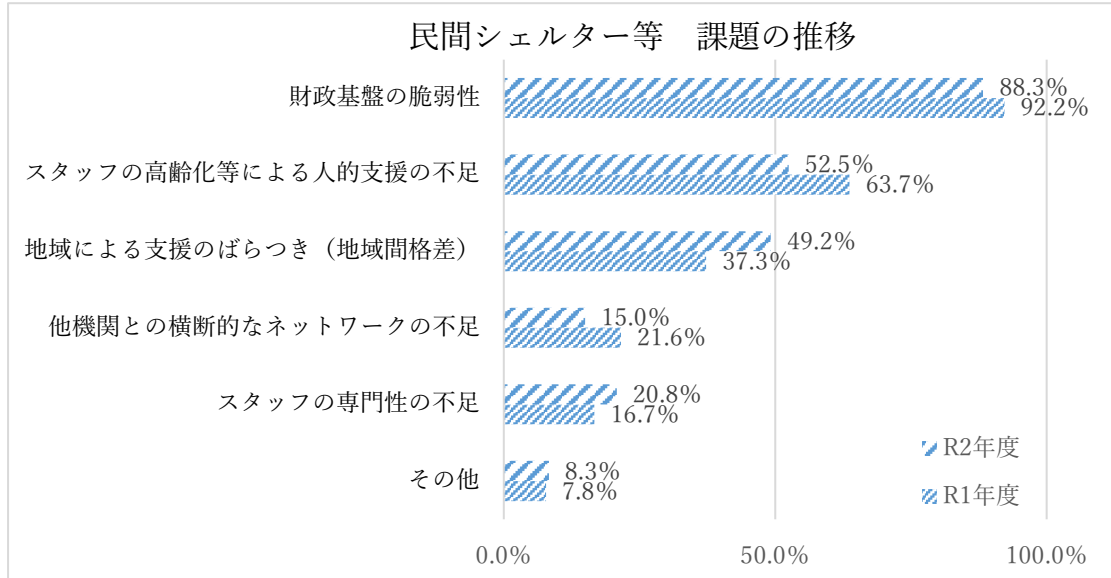


(出典) 厚生労働省 衛生行政報告例の概況(平成30年度～令和4年度)

人工妊娠中絶件数・実施率(女子人口千対)、都道府県別

■民間シェルター等

民間シェルターは、財政基盤の脆弱性等の課題があるものの、豊富な経験・ノウハウの蓄積や柔軟かつ継続的に支援を行うことができる等の強みがあります。公的機関と民間支援団体等が円滑に連携し、それぞれの利点を活かすことで DV 被害者に資源をとぎれることなく提供できるようになることが望まれます。



(出典)【内閣府委託事業】令和2年度民間シェルター等による配偶者暴力被害者等の支援の充実のための調査研究事業
DV被害者等のための民間シェルター実態調査及び先進的取組事例に関する調査報告書（概要）

(2) 関係部署・関係機関・民間支援団体等へのヒアリング まとめ

困難な問題を抱える女性をめぐる現状や課題把握のため、令和5年5月～8月に区役所、関係部署※、関係機関※、民間支援団体等※へヒアリングを実施。

主な内容について、次の5つの項目に分類して整理しました。

※関係部署

…本市関係部局

関係機関

…困難な問題を抱える女性への支援を行うにあたって関係する本市以外の公的機関や法律に基づき設立された公共性・公益性の高い民間非営利団体

民間支援団体等

…民間団体で困難な問題を抱える女性への支援活動を行っている上記関係機関以外の団体や支援者

① 支援体制について

- 困難な問題を抱える女性の支援には、背景にある複合的な課題（潜在的な課題含む）を整理し、様々な関係先と調整する役割を担う者が行政の中に必要。配置にあたっては高度な専門性が求められる。
- 困難な問題を抱える女性は、精神面で何らかの問題を抱えていることも少なくなく、また既存の社会福祉サービスの利用だけでは問題が解決しないケースも多い等、状況に応じて自立まで長期で寄り添うことが必要
- 児童虐待等で行政とつながりがあっても18歳になると行政の支援がとぎれてしまう、DV被害者以外の親族間等暴力被害者の相談支援を所管する部署が本市にない等、制度の狭間に陥るケースも少なくない。
- 若年女性は行政機関等に支援を求めることを敬遠する傾向が強い。

② 支援事業について

- 性暴力や性的搾取等の性的被害等からの回復のための心理的、医療的な支援メニューが必要
- お金を持たずに緊急一時避難した場合の緊急的な資金を工面できず支援のスタートでつまづく。
- DV被害者等が避難するための転居費用等に困ることが多い。
- 一時保護が必要なケースでも携帯電話の使用禁止やペットの同伴禁止等、施設の規則とニーズが合わず入所に至らない場合が少なくない。
- 一時保護は短期間を想定した措置であり、地域社会で自立できるまで更に支援が必要な人が、支援を受けながら生活する居所（ステップハウス等）が求められる。

③ 民間支援団体等について

- 複雑多様化する困難な問題を抱える女性への支援には、柔軟性や知見、ノウハウを持つ民間支援団体等と行政の連携が有効
- 困難な問題を抱える女性への支援に取り組む団体の多くは活動を継続（起ち上げ）する上で、人材確保や財政面で脆弱性を抱えている。
- 民間支援団体等の協力等により有効な支援を行う上で、相互の情報共有や連携が図れる仕組みの構築が望まれる。

④ 啓発・理解促進

- 社会（行政の相談窓口含む）の無理解による不用意な発言（「頑張って働こう」「身体的暴力がないから軽い DV」等）により、傷つけられ必要な支援から遠のくケースも少なからずある。
- 若年女性には予期せぬ妊娠により困難に直面しているケースも多い。

⑤ その他

- 被害者が逃げなくてもいいように状況が改善するような支援も望まれる。

（３）現状から見えてきた主な課題

前記「（１）関連施策の相談窓口での現状」及び「（２）関係機関・民間支援団体等へのヒアリングまとめ」より見えてきた本市の主な課題を、（２）で整理した５つの項目ごとにまとめました。

① 支援体制について

- 困難な問題を抱える女性が抱える複合的な課題を整理し、関係機関と調整を行う役割が必要
- 中長期的な伴走型支援が必要
- 困難な問題を抱える女性のうち、既存の制度の対象者（生活困窮、DV 被害者、高齢者、障がい者等）のいずれにも該当しない場合の支援が必要
- 困難な問題を抱える女性のうち、既に何らかの既存制度の適用を受けている方であっても、困難女性支援法が定義する状況に当てはまる場合の支援が必要
- 支援が必要でも行政機関につながりにくい方（特に若年女性等）に対しては、積極的なアウトリーチ等の支援体制の構築が必要
- 制度や組織による縦割り意識や組織の垣根を越えて、支援の現場同士がより連携しやすい環境が必要

② 支援事業について

- 専門的な心理的、医療的ケアが必要
- 緊急時の経済的支援が必要

- 秘匿の必要性や自立の段階によって選択できる多様な施設・居所の確保が必要
- 避難することを選択しない被害者への支援が必要
- ③ 民間支援団体等について
 - 民間支援団体等との協働の仕組みの構築が必要
- ④ 啓発・理解促進
 - 広く社会への啓発・理解促進が必要
 - 被害者・加害者・傍観者にならないよう、若年層への性教育や啓発の強化が必要
- ⑤ その他
 - DV 被害者等支援として、暴力の再発を防ぐ加害者へのアプローチも必要

第3節 基本目標

本計画の基本理念の実現をめざし、困難な問題を抱える女性を社会全体で支える体制を進める観点から、次の3つを指標とし、年度ごとに具体的な現状把握を行います。

- ① 本市の一時保護施設の退所者等支援対象者が、意識が前向きに変化したと感じている。
- ② 関係部署や関係機関において困難な問題を抱える女性への支援についての理解が深まり、女性相談支援員を中心とする支援体制と他施策の連携がいつそう進んでいる。
- ③ 民間支援団体等において相互の連携や行政との連携が深まり、困難な問題を抱える女性が必要な支援により円滑につながられている。

なお、基本目標については、計画の中間年を目途に、目標の達成状況等进行分析し、必要に応じて再設定を行います。

第2章 支援に関する事項

第1節 支援の方針と体制

(1) 支援の方針

困難な問題を抱える女性の意思を尊重しながら、相談やアウトリーチによる早期発見から、心身の健康の回復支援、自立支援まで、個々に抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を、関係機関等とも連携しながら、とぎれなく包括的に提供できる体制を整備します。

また、支援対象者の多くが精神や身体等を傷つけられていることをふまえ、支援対象者自ら意思を決定し、表明できるように、本人の意思に寄り添った支援体制を整えます。とりわけ、性的な被害等により尊厳を著しく傷つけられた女性が安心して安定的な生活確立し、心身の健康を回復するには時間をかける必要があるものの、過去の経験等の影響から信頼関係が築きにくく、再度被害に巻き込まれる場合もあることをふまえ、支援対象者の状況に応じて中長期的に寄り添い、つながり続ける支援を行います。

(2) 支援体制

① 女性相談支援員を中心とした支援体制

女性相談支援員は、支援対象者の立場に立って相談に応じ、関係機関や民間支援団体等とも連携しながら、本人のニーズに応じて自立までの中長期的な伴走型支援を行います。

- 丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者や支援の現場のニーズと実情に合った個別支援計画を策定
- 関係部署や関係機関と緊密に連携して、各種社会福祉サービス利用を調整
- 支援対象者の意思を尊重しながら、各種行政手続き等への同行支援
- 一時保護施設や自立支援施設等への入所や退所にあたっての調整や同行支援
- 母国語による支援を必要とする外国人住民等に対して、通訳者を派遣し、被害状況や意向の確認、保護命令の申請等自立に向けた手続きの支援
- 就業や住居の確保に関して、関係機関等との連絡調整
- 同伴児童への学習支援や心的外傷へのケア等に関して関係機関等との連絡調整

(女性相談支援員の段階的配置)

女性相談支援員については、当初は市に複数名配置し、大阪府や関係機関等と連携しながら、アセスメントによる個別支援計画の策定、各種社会福祉サービス利用の調整等、支援の入り口のコーディネートを中心に支援を行いつつ、潜在的な対象者や支援ニーズの把握、関係施策との連携状況等の検証を行い、適切な配置場所や人数について精査し、令和9年度を目途に、必要に応じて拡充します。

② 支援調整会議の組織

困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ最適な支援を行うため、関係部署や関係機関等の関係者で構成する支援調整会議を組織し、関係者の相互理解や連携を深めるとともに、個別の支援対象者について情報共有を図り、支援の方向性を協議します。

支援調整会議については、既存他制度の会議の活用も含めて効果的な組織づくり及び運用を検討します。

③ 関係部署や関係機関との連携

女性が抱える問題は複雑化、多様化、複合化しており、包括的な支援を行う上で関係施策との連携は必要不可欠です。また、各施策の対象者の中に困難な問題を抱える女性も存在していることから、関係部署や関係機関に対して困難な問題を抱える女性への支援についての理解を深めるとともに、連携を強化し、支援が必要な人に最適な支援が届く体制を整えます。

とりわけ、性的搾取による被害が「性非行」として捉えられやすい若年女性については、その背後にある虐待や貧困、家庭問題、孤立等の問題を十分ふまえ、制度の狭間に陥ることのないよう、こども相談センター等の関係機関や関係部署等が実施する若年層向け事業と連携し、自立に向けて支援します。

また、予期せぬ妊娠や貧困、DV等の理由で公的支援が必要な特定妊婦※については、妊娠・出産を含めてとぎれなく最適な支援が受けられるよう、関係機関等とも十分な連携を図ります。

※特定妊婦

…出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
(児童福祉法より)

④ 民間支援団体等との連携

困難な問題を抱える女性は、前述のように様々な状況から相談窓口にもそもそもつながらない人、つながりにくい人が少なくありません。また、アウトリーチによる早期発見やつながり続ける支援等、行政のみでの実施が難しい現状もあります。

民間支援団体等は、困難な問題を抱える女性に対して、これまでも様々な支援に取り組まれてきました。民間支援団体等の柔軟性等の強みやこれまでの活動の中で蓄積された知見や支援ノウハウ、支援人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を進める上で大きな力となります。

こうした民間支援団体等とも連携・協働し、困難な問題を抱える女性を社会全体で支え、個々にとって最適な支援施策を円滑かつ効果的に推進できる体制の構築を図ります。

その際には、支援調整会議の活用をはじめ、支援対象者にかかる円滑な情報共有等、実情をふまえながら民間支援団体が滞りなく支援を行える仕組みを構築します。

また、こうした民間支援団体等の支援活動がいつそう拡がり、活性化するよう、運営継続等への支援、人材の育成等に努めるとともに、支援活動がより効果的に実施できるよう、民

間支援団体等が相互に情報や支援ノウハウ等を共有でき、連携強化を図る機会づくりに取り組みます。

第2節 支援の内容

(1) アウトリーチ等による早期の把握・居場所の提供

困難な問題を抱える女性を、できる限り早期に把握し、必要な支援につなげることは重要です。

そのため、女性相談支援員や民間支援団体等による相談や支援が可能であることを広く周知することはもとより、相談や支援を求めやすいよう、多様な相談ツールを活用します。

また、支援を必要としながらも相談につながりにくい方を早期に把握し、必要な支援につなぐためには、対象者がいると想定される場所へ直接出向き、信頼関係を築く等、アウトリーチにより支援につなげていく必要があります。民間支援団体等とも連携し、アウトリーチや居場所づくり等により対象者を早期に把握し、必要な支援につなぐ体制づくりを進めます。

【想定する取組み】

◆相談窓口や支援制度等の広報・周知

- ・相談窓口や女性相談支援員等の支援施策について、本市ホームページへの掲載や広報紙、チラシ、ポスター等、様々な媒体を活用して幅広く周知します。
- ・困難な問題を抱える女性を早期に発見したり、把握しやすいと考えられる関係先に対して積極的な周知に努めます。
- ・来所や電話だけでなく、SNS や時勢に応じたツールを活用して気軽に相談できる環境を整えます。

◆アウトリーチ・居場所の提供

- ・民間支援団体等とも連携し、講座やサロン、交流会の開催等、気軽に安心して立ち寄ることのできる場を提供します。また、こうした機会を活かし、必要に応じて支援につなぐ等、早期把握・早期支援に努めます。
- ・居場所のない若年女性等に対し、民間支援団体等とも連携して安心安全な居場所の確保に努めます。

(2) 相談支援

本市ではこれまでも女性総合相談や DV 専門相談、からだの悩み相談等の相談窓口において、困難な問題を抱える女性からの相談にも応じており、各窓口と女性相談支援員の連携による相談支援体制を構築するとともに、困難な問題を抱える女性が相談しやすいよう、アクセス方法の多様化や充実を図ります。さらに、区役所の相談窓口等と女性相談支援員が連携を図ることで、円滑な相談支援を進めます。

また、支援の中核的な役割を担う女性相談支援員は、支援対象者の立場に寄り添って、問題や背景等の内容をともに整理し、必要な支援に関連する関係機関等との調整を進めます。

支援対象の女性が抱える困難な問題は、既存施策では対応が困難であったり、法的な解決が必要な事案が少なくないと想定されます。高度で専門的な知識やノウハウが必要な事案にも対

応できる体制の構築を図ります。

【想定する取組み】

◆女性総合相談

- ・ 困難な問題を抱える女性の悩みに総合的に応じる窓口を設置します。
- ・ 相談対応にあたっては、電話、面談、ＳＮＳ等、多様でアクセスしやすい相談方法を活用するとともに、平日夜間や休日の対応等、多様な状況を考慮した相談しやすい環境の充実を図ります。

◆専門相談

配偶者やパートナーからの暴力に関するＤＶ専門相談や、保健師等によるからだに関する悩み相談、弁護士による法律相談等、相談者の抱える問題に応じた専門相談を実施します。

◆女性相談支援員を中心とした相談支援

- ・ 女性相談支援員が、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者のニーズに合った個別支援計画を策定します。また、関係機関等と緊密に連携して、各種社会福祉サービス利用の調整を行い、必要な支援につなげます。
- ・ 区役所等の相談窓口からも女性相談支援員に円滑につながることでできる体制を整えます。

（３） 一時保護・施設入所措置

一時保護が必要な支援対象者の状況は、緊急を伴う場合、医療的ケアを要する場合、妊娠している場合、児童を同伴している場合、秘匿を要する場合、社会とのつながりを維持することが優先される場合等、様々です。支援対象者の状況に応じた必要な一時保護（一時保護委託を含む。）を本人の同意を得ながら適切に実施します。

また、同伴児童がいる場合は当該児童についても必要な支援につながるよう調整を図ります。一時保護期間には、心理的ケアや自立に向けた様々な情報提供を行う等、支援対象者や同伴児童の意思を確認しながら、自立支援の方策について検討します。

一時保護を終了する場合は、支援対象者が安定した状態で生活の場に移行し、定着することができるよう、終了後も含め、状況に応じた相談支援や同行支援等を実施します。

【想定する取組み】

◆緊急一時保護・施設入所

- ・ 保護することが必要と認められる支援対象者について、本人同意を得た上で、警察及び大阪府とも連携しながら、本市一時保護施設（委託含む）において 24 時間体制で緊急一時保護を行います。
- ・ 加害者の追跡等による秘匿の必要があるかないか等、支援対象者の状況に応じて施設の選択ができるよう施設運用のあり方を検討するとともに、大阪府、民間支援団体等との連携により、多様なケースに対応します。

◆入所中の支援

- ・本市一時保護施設に、ケースワーカーやカウンセラーを配置する等、入所者や同伴家族への心理的ケアを行います。
- ・DV 被害者等の安全・安心の確保のため、各所への同行支援の体制を整えます。
- ・区役所やこども相談センター等、関係機関が緊密に連携し、適切に支援します。
- ・退所後に異なる地方公共団体に居住する場合は、転出先の地方公共団体の女性相談支援センターや女性相談支援員等と十分に連携を図ります。

(4) 被害からの回復（心理的・医療的ケア）

困難な問題を抱える女性の中には、性的な被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている方や、差別や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさ等を抱えている人も多く含まれます。このような経験からの心身の健康の回復には一定の期間を要することが想定されます。

また、被害によって奪われてきた、あるいは育まれてこなかった生活する力の獲得に向けた支援や、コミュニケーションの取り方を含めた人間関係の再構築に対する支援も必要です。

【想定する取組み】

- ・女性相談支援員は、支援対象者の気持ちを尊重しながら寄り添い、支援を通して、心理的なサポートを担います。また、医療機関の受診を要する支援対象者については、状況に応じて同行支援を行う等、必要な医療につなげます。

とりわけ、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭われた方については、性暴力や性的搾取等の被害直後の急性期から中長期にわたる支援を行っている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携します。

- ・本市一時保護施設においてカウンセリングを実施し、入所者の心のケアを行います。（再掲）

(5) 自立支援

自立支援については経済的な自立のみではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な社会福祉サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することをめざします。また、支援対象者が地域社会において安定的な生活を営むためには、住まいの確保が重要です。中長期的に支援を受けながら自立に向けた準備のできるステップハウス等、関係機関や民間支援団体等とも連携して自立の段階に応じた多様な居住ニーズに対応できるよう努めます。

自立支援の方針については、本人の希望や意思を最大限に尊重しながら、丁寧に精査の上、支援調整会議の場も活用して検討します。

【想定する取組み】

- ◆女性相談支援員を中心とした伴走型支援によるサポート

- ・女性相談支援員が、個別支援計画に基づき、関係機関と緊密に連携して、保育等の子育て支援や障がい福祉等の各種社会福祉サービスの利用手続きについて支援します。
- ・民間支援団体等と連携し、日常生活に必要な基礎的知識や習慣を身に着けるための機会の提供や、必要に応じて金銭管理を支援します。
- ・自立と社会経済活動への参加に向け、本人の意向や就労意欲、障がいの有無等に応じて関係機関や民間支援団体等と連携し、必要な訓練や就業支援等につなげます。
- ・関係部署や関係機関と連携し、就職決定や職場定着までの丁寧な支援につなげます。
- ・支援対象者の児童に対し、学校や教育委員会、こども青少年局等と連携し、学習支援や心のケア等、必要な支援につなげます。

◆居住支援

- ・住宅確保要配慮者居住支援法人[※]等と連携し、支援対象者が円滑に住まいを確保できるよう取り組みます。
- ・市営住宅へのDV被害者等の優先入居を実施します。
- ・市営住宅の空き住戸の活用等、民間支援団体等と連携した居住支援の仕組みを検討します。
- ・シェルターや居住支援を行う民間支援団体等に対する補助等、連携の仕組みを構築します。

※住宅確保要配慮者居住支援法人

…住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの（国土交通省ホームページより）

◆経済的支援等の検討

- ・DV被害者等が危険を回避するための転居に必要な費用等、緊急的な経済的支援を検討します。
- ・法的な分野に関し、支援対象者が抱える困難な問題に精通した弁護士の支援を受けられる仕組みを構築し、社会復帰に向けた生活環境づくりをサポートします。

（６）アフターケア

地域生活への移行後も支援対象者が安定して自立した生活が営めるよう、継続的なフォローアップや相談支援を行うとともに、居場所の提供等の必要な取組みを検討します。また、支援対象者が再び困難な状況に陥った際に、できる限り早く状況を把握し、再度の支援を円滑に実施できるよう、状況に応じて緩やかにつながり続ける支援に努めます。

【想定する取組み】

◆定期的なフォローアップ、相談支援、居場所の提供

女性相談支援員は、一時保護終了後も定期的に面談の場を設ける等、支援を継続します。

また、一時保護終了後に支援対象者が再び困難に陥ることのないよう、民間支援団体等とも連携し、サロンや交流会の開催等、気軽に安心して立ち寄ることができる場を提供します。

（７） 民間支援団体等との協働体制

行政と民間支援団体等が協働し、それぞれの強みを発揮することで、個々の支援対象者の状況に応じてきめ細やかに支援します。

【想定する取組み】

- ・ 支援対象者への支援の一部を委託事業化や補助制度の検討等、民間支援団体等が持つ人材やツール、施設等の資源をより活かすことのできる仕組みを協働で構築します。
- ・ 行政や関係機関、民間支援団体等のネットワークを構築し、それぞれの取組みを情報共有するとともに、顔の見える関係づくりを図り、連携体制を強化します。
- ・ 行政手続きの簡素化等、民間支援団体等とより連携しやすい仕組みを構築します。

（８） 啓発・理解促進

女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努め、支援につながるための意識の醸成を図ります。また、学校や教育委員会等とも連携しながら、性暴力や性的搾取、DV等の被害・加害を防止する教育・啓発に努めます。さらに、社会の理解と関心を深め、女性が抱える困難な問題の発生予防や、支援対象者への円滑な支援、2次被害の予防、被害や加害を生み出さない社会づくりを推進できるよう、市民に対する教育・啓発、広報等に努めます。

【想定する取組み】

◆広く一般市民に向けた情報発信

DV防止月間や本市イベント等、様々な機会をとらえ、困難な問題を抱える女性への理解を促進するとともに、女性が抱える困難な問題に関し、誰にでも起こりうる身近なものであると理解することで被害や加害を生み出さないよう、啓発方法や内容を工夫して効果的な情報発信に努めます。

◆若年層へ向けた啓発

- ・ 学校等と連携して、若者層に対し、性教育やDV防止のための啓発を実施します。
- ・ 幅広い対象に情報が届くように、YouTube等の動画やデジタルサイネージ、SNSの活用等、多様なツールを活用し、効果的な周知啓発に努めます。

◆情報の一元化によるわかりやすい情報発信

行政や民間支援団体等の相談窓口や支援に関する情報をわかりやすくまとめたワンストップの情報発信等、困難な問題を抱える女性が必要な情報に容易につながることをできる環境を整備します。

◆加害者に着目した取組みの検討

国において、加害者プログラム[※]は、被害者支援のための加害者対応の一つの手段として更なる普及を図るため、実施体制や受講のあり方等も含め、引き続き検討を行う必要があるとされています。本市においても、国の動向を注視しつつ、加害者プログラムを開催する等、加害者自身の責任の自覚により、暴力の再発を防ぐための取組みを検討し、暴力のないパートナーシップの実現をめざします。

※加害者プログラム

…被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させるプログラム（内閣府 男女共同参画局「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」より）

（９） 調査研究・人材育成

困難な問題を抱える女性に対して質の高い支援を提供できるよう、支援施策の先進事例等の継続した調査研究に努めます。

また、困難な問題を抱える女性への支援を担う人材の育成や資質の向上を図るとともに困難な問題を抱える女性への支援においては区役所をはじめ関連部署との連携が欠かせないことをふまえ、関係部署間における丁寧な情報共有や理解の促進を図ります。

【想定する取組み】

◆継続した調査研究の実施

区役所、関係部署、関係機関、民間支援団体や支援者へのヒアリング等により、常に困難な問題を抱える女性の実態や民間支援団体等の活動状況等の把握に努め、効果的な施策や啓発に活かします。

◆研修等の実施

- ・女性相談支援員を中心とした相談支援業務の質の維持・向上を図るため、対応事例等の把握分析によるノウハウの蓄積や、国や府、他都市の動向把握に努め、相談支援業務マニュアルを適宜見直し、体系立った研修を計画的に実施します。また、困難事例に関しては女性相談支援員が孤立することなく組織的に対応するとともに、必要に応じて、大阪府女性相談支援センターのスーパーバイズ体制を活用する等、支援対象者への最善の支援方策を講じます。
- ・困難な問題を抱える女性の支援にあたって連携が欠かせない民間支援団体や支援者に対しても、実情に応じた効果的な研修の機会を提供し、支援体制のいっそうの強化に努めます。
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関連の深い区役所相談窓口等の職員に対する研修会や事例検討会の開催等により、理解促進といっそうの連携強化を図り、支援対象者への円滑な支援体制の構築を図ります。

第3章 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進

本計画の推進にあたっては、市民局が中心となって区役所や関係部署が連携して計画に基づく施策を着実に実施するとともに、市民局が所管する「大阪市男女共同参画推進本部」において適宜、情報共有や意見交換等を行い、全庁的な体制により、本計画の円滑かつ効果的な推進を図ります。

(2) 計画の進捗管理

本計画の支援方針に基づき、具体的な施策を推進するとともに、その実施状況について年度ごとに効果検証しながら、計画の理念の実現、基本目標の達成に向け、適宜見直し、充実を図ります。

また、「大阪市男女共同参画基本計画」に関連する計画として大阪市男女共同参画審議会への進捗の報告を行うとともに、必要に応じて本計画の対象者への支援に携わる関係者や有識者の意見を聴取し、計画の円滑かつ効果的な推進を図ります。